案の１９

２国際第１０２８号

関税割当公表第８２号の２

令和３年度のこんにゃく芋の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)第６条の規定に基づき、こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和３年４月１日

農 林 水 産 省

記

第１　割当対象物品、用途別の割当数量及び通関期限

１　割当対象物品　　こんにゃく芋

２　用途別の割当数量＜注＞

(1) 沖縄県に仕向けるもの　２５０トン

(2) (1) 以外の地域に仕向けるもの　１７トン

合計割当数量　２６７トン

３　通関期限　　令和４年３月 31 日

第２　その他

その他関連事項に関しては、令和３年度のこんにゃく芋の関税割当てについて（令和３年３月 11 日付け２国際第 942 号関税割当公表第 82 号）による。

案の２

＜注＞　本公表による関税割当ては、荒粉換算数量により行うものとし、荒粉換算数量は、生芋数量に 0.158 を、精粉数量に 1.761 を乗じて得た数量とする。